

平成29年度第2回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 平成29年10月4日（水） 18時00分～20時00分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、佐藤勝彦委員、赤間聖司委員、棟方加代子委員、
太齋敏子委員、松尾拓也委員、三島照子委員、久保田貴浩委員、中林義雄委員
(出席委員10名)

欠席者 0名

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 本間孝之、企画課主査 池内直人
企画課主任 橋本麻里子

傍聴者 1名

＝＝＝
【佐藤克廣会長】

本日は雨の中お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまより第2回石狩市自治基本条例懇話会を開催いたします。開催にあたりまして、前回欠席されました久保田委員が今日いらっしゃってますので一言自己紹介いたします。

【久保田委員】

第1回目につきましては欠席して誠に申し訳ございませんでした。石狩市社会福祉協議会の久保田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございました。本日もおおむね午後8時、20時を目途に終了したいと思いますので審議よろしくをお願いします。それでは早速次第に従ってまいります。2番目、大きな2番目の報告の（1）でございます。はじめに皆さんご記憶かとは思いますが、念のため第1回懇話会の議論の確認を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局（橋本主任）】

それでは私のほうからご報告させていただきます。まず第1回懇話会において出された主な意見につきましてご報告させていただきます。はじめに第15条個人情報保護の関係では、災害時や避難所運営時に支援が必要な人の名簿や情報が共有できず実際に災害が起こった際に、機能できるかどうか不安がある、というご意見がございました。次に第3章議会及び議員の関係では、議会基本条例との整合性について確認が必要である、議会と意見交換する場面があってもいいのでは、というご意見がありました。次に第26条、地域コミュニティ組織の関係では、少子高齢化により町内会の担い手不足が心配、多様な活動主体との連携も必要では、というご意見がございました。最後に第30条例の見直しの関係で

は、見直し組織の検討も必要では、というご意見がありました。以上簡単ですがご報告いたします。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。今、事務局から第1回懇話会の主な論理点ですね、ご報告がございました。その点につきましてはこの後、次第の議題の3において更に議論していきたいと思います。よろしゅうございますか。それでは報告（2）その他として、事務局から報告事項があるそうでございます。

【事務局（橋本主任）】

再び私のほうからご報告いたします。第1回懇話会の傍聴者より意見書が出されておりますのでご報告いたします。ご意見としまして「資料6の説明はとても丁寧でしたが、委員には事前に資料が送られていると思うので簡単でいいと思います。資料についてわからないことや具体的に聞きたいことを委員に出してもらったほうがいいと思います。現自治基本条例の評価をする場が必要だと思います。行政だけではなく、本当はこの委員会ですべきだと思います。5年毎の見直しですが、取組みが遅れたので1年延長してもいいと思います。」というご意見がございました。私からは以上です。

【事務局（本間課長）】

続きまして私から先月開催されました石狩市議会第3回定例会一般質問におきまして、本条例の見直しに関する質疑がありましたのでご報告させていただきます。9月12日開催の一般質問において、市民ネットワーク北海道の堀弘子議員より自治基本条例の見直しスケジュールについて、事務局より案が示されたが、案のとおりこなさなくてもいいことの確認。施行されてからの評価をすべき。検討を開始したのは5年目で、結論が6年目になってもいいと考えるのがいいか。講演会やワークショップについても、ゼロから懇話会で検討すべきではないか。とのご質問をいただきました。これにつきまして、田岡市長からは、事務局がたたき台としてお示したほうがいいだろうという、ある意味好意の提案だったと考えるが、自分としては基本的にはフリーなところで議論を進めてもらいたいと考えており、今後の懇話会の中でどうあるべきかを議論していただきたいと考えている旨の答弁をしております。以上が一般質問の主な質疑内容ですが、改めまして、前回事務局から懇話会にお示したスケジュールや、ワークショップの内容等につきましては、あくまでもたたき台として提出させていただいた点をご理解いただきまして、今後の懇話会の議論に委ねたいと考えておりますので、その点ご理解よろしく願いいたします。あともう1点ですが、厚田・浜益地域協議会の会長でありました佐藤委員と赤間委員であります。地域協議会の任期が、先月9月30日までとなっており、現在は地域協議会の会長職を降りられている状況でございますが、地域事情を非常に熟知されておられますお二人ですので、このまま継続して懇話会委員をお願いしたいと考えておりますので、合わせてご報告させていただきたいと思います。以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から傍聴者からのご意見、それから第3回議会定例会での質疑の説明がありました。市としては、スケジュールですとか、ワークショップなどについて、この懇話会に委ねる、ということでございますので、この点につきましても後で議論をしていただきたいと思います。それと佐藤委員と赤間委員には引き続きお願いいたします。ただいまのところで何かご質問・ご意見はございますか。よろしゅうございますか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤克廣会長】

それでは続きまして、3の議題のところに入ってまいりたいと思います。まずは自治基本条例の見直しについてでございます。前回さまざまなご意見をいただいたわけですが、今日改めて皆様方にお渡ししました、市長からの諮問事項ですね、前回皆さんに配布されてなかったようで私も前回いただいたものでございまして、ご覧いただきますと、「石狩市自治基本条例の内容について検証し、見直しが必要な事項等について提言をいただくこと」というふうになっています。この懇話会に対して、市長からの諮問がなされているわけでございます。そこで改めて3点を確認してまいりたいと思います。

1つは最終的に市に提出する提言書といいますか、市長からの依頼に対して答える内容のイメージでございます。それから2番目に進め方についてであります。進め方というのは議論の進め方ですね。3番目に懇話会の回数やスケジュールについてであります。私のほうからそれぞれについてどういうことを確認したいかを申し上げますので、何かご意見ありましたらその後でご議論いただければと思います。

まず第1点目の最終的に市に提出する提言書のイメージでございます。ある程度共有しておいたほうがよろしいかと思います。前回の議論の中でも、そういったご意見がございました。提言の依頼には、先ほど言いましたように石狩市自治基本条例の内容について検証し見直しが必要な事項等について提言をいただく、というふうにございます。ですので、最終的にこの懇話会で出します提言書は、まずは条例の見直しの可否についてですね、見直す必要があるのかないのか、ということを示しまして、もし見直しが必要だとなった場合は、一体どの条文をどのように見直したらいいかという内容が書き込まれることになろうかと思います。ただ、懇話会としては、それ以外の議論、つまり条例の条文の見直し以外の議論を妨げるものではありません。今申し上げました、主文といいますか、市長から諮問のありました事項に直接お答えする部分のほかにも、この自治基本条例について、かくかくしかじかのような意見が出されましたというようなことを記載することもあるかと思います。そういう意味では、この懇話会の議論は、基本は条例の見直しということをしつつ、見直しにあたって必要な事項についての議論も妨げるものではないということで進めてまいりたいと思います。いかがでございましょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤克廣会長】

2 番目の懇話会の進め方でございますが、前回もご意見が出ましたが、前はフリーでご意見をいただきましたが、焦点を絞って議論を重ねるほうが良いというふうに感じましたので、章ごとに議論をしていくのがよいかと思うのですがいかがでございましょうか。章ごとに、順番にですね。よろしいですか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。それから3番目の懇話会の回数やスケジュールについては、さきほど事務局からも懇話会で決めてほしいとおっしゃってございました。ただ、ある程度の目安は必要ではないか、というふうに考えます。今後の議論にもよるわけですが、基本的には年度内。我々の任期が年度内でございますので、年度内に提言書を出すというイメージで進めていきたいと思いますがいかかでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤克廣会長】

よろしいですか。それから当然ながら市民参加手続きのパブリックコメントも実施する必要があります。そのためには、年度内ということになりますと、年内くらいにはパブリックコメントの原案ですね、これを作成しまして、年明けにはパブリックコメントを実施し、またそこで出てきた意見を参考にして、最終的な提言書にまとめる必要があるかと思います。そういったことを目標にして議論を進めてまいりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤克廣会長】

それでは再確認しますが、市に提出する提言書については、基本的に諮問のありました自治基本条例の内容の検証と見直しが必要な事項について、まずはきちんと書き込むということになりますね。それから、懇話会の進め方については、章立ての順番で行っていくということですね。もちろん章が進んでいった時に、これだったらこっちの方も変えていかなきゃいけないんじゃないか、前のほうも変えなきゃいけないんじゃないかという時は、いやそれはもう決まってしまったことだから、と遮るものではなく、そういう場合にはまた議論する、という場合もあるかと思います。それから回数、スケジュールに関しては、さきほど回数については申し上げませんでしたけども、年内にはパブリックコメントの原案になるものを作成するといったようなことでよろしいでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【三島委員】

すみません、前回1回見直ししているんですけども、そのときは何回くらい開催されたんですか。ワークショップまでに。

【佐藤克廣会長】

前回ですか。前回の見直しは事務局どうぞ。

【事務局（本間課長）】

平成24年の見直しの時には、ワークショップではなくワールドカフェという形式でした。

【三島委員】

その前までに懇話会とか開かれていますよね。

【事務局（本間課長）】

前回懇話会は開いておりません。

【三島委員】

ワールドカフェだけで終わったんですか。

【事務局（本間課長）】

それともう1つが「自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い」という集いの会を開いたという経緯がございます。

【三島委員】

こういう形でするのは今回が初めて。

【事務局（本間課長）】

そうですね。

【三島委員】

もう1個質問あるんですけど、条例の見直しの可否って、まず提言書のイメージっておっしゃられたんですけど、見直ししなくていいという話になると、全部変わってきますよね。その可否はいつ決め

るんですか。

【佐藤克廣会長】

それは一通り各章についての皆さんの議論が終わった段階。それから、できればパブリックコメントに示す案としては、かくかくしかじかの理由で見直しは必要ないのではないか、というようなことになりうかと思います。

【三島委員】

わかりました。ありがとうございます。

【佐藤克廣会長】

よろしいですか。ほかに何かございますか。もしよろしければ今のような形で議論を進めてまいりたいと思います。委員の皆さん同士で積極的な議論をお願いしたいと思います。それから前回の懇話会で出ました意見につきましては、それぞれ該当する章のところで再度深めてもらいたいと思います。前回の懇話会資料4で条文が配布されてます。それからパブリックコメントの原案のベースとしては資料6ですね。こういったものを説明資料としてつけてもらいましたので、これらも参考にしながら議論を進めてまいりたいと思います。それでは早速でございますが前文、それから第1章とありますけども、それについて。前文は資料4の前のところに書いてございます。

【佐藤勝彦委員】

よろしいですか。三島さんのご質問だったんですが、前回出されました、「見直しについて」という資料6の9ページの一番最後に、平成24年度に実施した結果について書かれていますので、参考までに見ていただくと、どこがどう変わったか書いてます。

【佐藤克廣会長】

前回の変更ですね。

【佐藤勝彦委員】

それを参考にしていただけたらいいかなと。

【佐藤克廣会長】

ご質問ではなかったですね、わかりました。前文何かお気づきの点はありますか。理念をうたっている部分ですから、特に大きく変更ということはないかもしれないですね。前文については特にはないですね。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

それでは第1章。第1条から第4条まであるんですけども、ここについて何か。目的定義・条例の位置づけについて。

【赤間委員】

目的定義については見直しする必要はないんじゃないでしょうか。これにつきましては、自治基本条例は、いわゆるまちの憲法といわれてる中で、そうそう見直しがあるようであれば、これもまた困る。だからその条文とかその辺はよろしいのではないかなと思うんですよね。

【佐藤克廣会長】

はい。1条2条については見直しする必要はないというご意見ですね。いかがでしょうか。特にご異議がなければ1条2条このままということで。

<「異議なし」の声>

【佐藤克廣会長】

3条4条についてはいかがでしょうか。条例の位置づけですね。3条は先ほどお話に出ました最高規範であるというような内容ですね。特にありませんか。

<「異議なし」の声>

【佐藤克廣会長】

ではさしあたり、3条4条も変える必要はないだろうということにしておきたいと思います。続きまして第2章市民。5条6条と、市民の権利・市民の責務というものがありますけども、ここはいかがでしょうか。

【松尾委員】

すみません、よろしいですか。私 10 年前にこの議論に参加していたので、本来こういうことを私が質問すべきではないのかもしれないのですが、この条例で言うところの市民というのは、住民以外の石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者であったり、営業し、活動する法人または団体も市民ということですよ。市民は第5条主体的かつ平等にまちづくりに参加することができるということは、その権利義務というのは、平等に扱われるべきだということになるのかどうかということなんですけども。平等だと書いてますよね。

【佐藤克廣教授】

そうですね。主体的かつ平等にまちづくりに参加することができる…

【松尾委員】

まちづくりに参加。ほかのことの扱いというのはどうなんでしょうかね。ちょっとだけ引がかかったんですけど。

【佐藤克廣会長】

要は市の扱うものによっては必ずしも市民全体というよりは、住民を優先している場合があるということですね。それがこの条例条文に抵触しないかどうか、というご意見ですね。これは読みようによっていろいろだと思うのですが、ここのところはまちづくりに参加するということが1つの焦点になっているわけですね。まちづくりに参加する以外のこと、例えば市民の表彰とか納税といったことは、また別の話です。ですから、まちづくりに何か意見を言ったり、主体的かつ平等にというのは、まちづくりに関して、市に対して意見を言ったり、イベントに参加するということは、主体的かつ平等にということであって、住民とそれ以外の市民との間で扱いに何らかの差があるというのは、この条文と特に矛盾しているように見えないのですけれども、いかがでしょうか。

【松尾委員】

それは個別の具体例ということだけであって、やっぱり住民と住民以外というのは、いろんな方にまちづくりに参加していただくことはもちろん大事なことなんですけど、本当に平等と言いきっちゃっていいのかなって引がかかってはいるんですけど。納税をするのは住民だけなわけですから基本的に。ふるさと納税とかを除けばですね。それも含めて平等とまで、どうなのかなってモヤモヤ。

【佐藤克廣会長】

逆に言えば、まちづくりに参加することに差をつけようということですね、それは。平等でなければ差をつけようということ。つまり住民は声出してもいいけど、それ以外の人は石狩市には声を出すなという。

【松尾委員】

権利としてうたってるところに、まちづくりに参加することができるだけでいいのかな。なんか権利っていうと、もうちょっと重い言葉ですよねきっとね。まちづくりに参加だけで権利ということになるのかな。

【佐藤克廣会長】

それはまあ、いろいろ幅がありますね。

【松尾委員】

そうですね。権利のことをうたってるところですね。

【佐藤克廣会長】

表題が権利ですね。

【松尾委員】

表題が権利ですね。個別具体的なことになると思います。

【三島委員】

まちづくり自体をせばめて考えてたらそうなるかもしれないけど、大枠で考えると、全体で考えるとやっぱり市民としての権利はちゃんとうたっておいたほうがいいと思うんです。権利があるってということは義務もあるから。義務をちゃんとこなしてなかったら、権利は主張できないから、ここはちゃんとうたっておいたほうがいいと思います。先ほどの表彰とかあれはまったく別の話かなと。

【佐藤克廣会長】

「できる」です。「せよ」だったら義務なんですけど、「できる」です。

【三島委員】

自分からしなくてもいいし、してもいいし。「できる」だから。権利だから。

【佐藤克廣会長】

むしろ、それでいくと第2項のところ。市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる、こっちほうが。これはちょっとあれですけど、市民は、みんな市民はそれでいいのかっていうことになるかもしれません。今の議論から言えば。

【久保田委員】

かえってそうですね、2項とか3項の方が、札幌市民で石狩市に勤務している人から、安全で安心して生活できる環境を求めることができる、というのはちょっと。

【三島委員】

いや、それはそれでいいんじゃない。

【久保田委員】

いいですか、はい。

【竹口副会長】

札幌市の住民登録だけでも、法人としては市民と認めるというのは、例えば事業所をね。

【三島委員】

いやそれは、この市民というのは、住所録があって市民じゃなくて、もっと大枠の市民という言葉を使えると思う。それであれば住所録がなかったら市民ではないという話ではないので。

【佐藤勝彦委員】

今の話でいったら、そういう権利を石狩市民だけに求めるのであれば、「石狩市民」と書かないといけない。

【三島委員】

「市民」と書いているから。

【佐藤勝彦委員】

もしこの文面だけだったらね。

【三島委員】

もっと大らかな気持ちで。

【佐藤克廣会長】

住民に限定するのがよいのか、それとももっと幅広くまちづくりに参加することを認めるのがよいのか、認めてもよいのか、といったほうがいいのかもかもしれませんね。その問題だと思いますけどね。

【三島委員】

これだけ札幌市が近くて、グローバルな世の中になってて、それってせばめたら発展していかない。

【松尾委員】

いや、まちづくりに参加することを平等じゃないほうが良いとは言っていないですよ、全然。ただ権利ってうたってる中で、これだけでいいのかなっていう感じ。

【三島委員】

もう少し何かつけるんですか。

【松尾委員】

ごめんなさい、今、だからこういうものを入れようという具体的なことまでは頭の中に出ていないものですから。

【竹口副会長】

また後でいろいろ考えていただいて。

【松尾委員】

先にいっていただいていいですか。この件は。

【佐藤克廣会長】

「できる」って書いているので、権利なんですよ

【三島委員】

使わなくてもいいんです。

【佐藤克廣会長】

6条はいかがですか。逆にそういう札幌市に住んで石狩市に通っている人たちにも、まちづくりの主体としてその役割を自覚してうんぬんと。

【松尾委員】

ここは全然違和感ないですけど。

【佐藤克廣会長】

石狩市以外から通ってくる人には、石狩市のまちづくりに口出してほしくないというような。

【松尾委員】

いや、そういうことじゃない。ただ受ける権利が市民として何か受ける、例えば行政サービスだとか、当然差があるわけですよ。だから、まちづくりだけでいいのかなっていう気がするんです。色々なことでも、住民限定で行政サービスってやっぱりしてるわけですよ。そういうことを私は言ってるんです。この権利の5条のところで。差がついてるのに、平等っていう一言だけで、まちづくりに参加することができるってことだけで終わらせちゃっていいのかなって。

【佐藤克廣会長】

差がついてるのはある意味当然ですね。この条例における認められる市民の権利。なかなか難しいんですけど、要は権利っていうのは、私もそんなに細かくに話せないのですが、例えば法律上こうこうできると書いてあると、それが権利なんですね。逆に書いてないことはどうなんだって議論は色々あるわけです。ここの部分はしたがって、自治基本条例に認められている市民の権利なんですね。それ以外の権利、おっしゃるとおりたくさんあるのですが、それはそれぞれ場合によっては住民だけの場合もあれば、もっと言うと、石狩市の情報公開条例ありますよね。情報公開条例はなんて書いてあります？誰が情報公開を、行政情報の開示を求められると。おそらく今は「何人も」になってるのではないでしょう。情報開示を求められる人ですね。

【事務局（橋本主任）】

「何人も」

【佐藤克廣会長】

「何人も」ですね。それこそ石狩市民とか、ここで言ってる、来てる人そういうこと一切関係ないですよ。アフリカの人だろうがアメリカの人だろうが誰でもいいと書いてあるんですね。実は日本の国の情報公開法にそらえてですね、アメリカもそうですけど、国の情報公開法ができましたから自治体もみんなそういうふうに、ほとんどなっています。書いてないところもあるかもしれないけど、まずないですね。石狩市の情報公開条例上の権利は、つまり石狩市の行政文書の公開を求める権利は誰にもあるということになっているわけです。この場合は、自治基本条例の市民の権利は、あくまでも市民第2条の第2項の2のところで、ある意味限定してるわけですね。石狩市にまったく関係ない人が主体的かつ平等にまちづくりに参加できるわけではないということも、ある意味示しているんですね。

【松尾委員】

そういうことですね。確かに。

【佐藤克廣会長】

ですから、そうおかしくはないんですね。権利というのはそれぞれ個別に、いろんな権利があるわけです。この条例の中の権利なんだというふうに捉えていただけるといかがでしょうかね。今の3項の安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができるという権利にしても、ほかの人が石狩市民じゃないから、石狩市の住民登録をしてないから、あなたは安全で安心して生活できない、石狩市に来たら大変なことになるからねと、そういうわけじゃないですね。なのでこうなってるとお考えいただけるといかがでしょうか。6条の責務の方はいかがですか。

【松尾委員】

いいと思います。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。また今の5条の市民の権利の議論になりましたけれども、もちろんそうした議論を排除するということではありませんので、また何か思いつきましたら今日に限らず後で出していただけたらと思います。続きまして第3章。7条議会及び議員のところです。7条から9条までございます。議会基本条例があるので、それとの整合性はどうかというようなことを私の方から発言したわけですが、議会基本条例を見てみました。基本的には自治基本条例と矛盾しているところはないのかなあというふうに感じました。私の見方としてはですね。だからといって、それに反する意見を封じるというわけではございません。それから前回、松尾委員から議会と意見交換する場面があってもいいのではというご発言をいただきました。もう少し詳しく、どのようなことをお話ししたいのかということ、松尾委員からお話いただけるとありがたいです。

【松尾委員】

はい。ありがとうございます。今お話しのあった、議会基本条例の作られた経緯だとか、思いだとか、そういった部分のお話も一度端的に伺うことができればなあと思いますし、自治ということで考えると、住民の代表として議員さんが選ばれて議会というものがあるわけなので、やっぱり議会というのは自治を考える中では外せない機関かなと思いますので、自治の基本条例を考えていく際には、やっぱり議員さんと一度お話をするということは大事かなというのが一番の趣旨ですね。

【佐藤克廣会長】

それは要するに、この条文がどうのこうのというわけじゃなくて、全体としてということですか。

【松尾委員】

全体としてということもあると思います。

【佐藤克廣会長】

どうでしょうか。

【三島委員】

具体的に議員と話し合った後、もしかして議員がこれではおかしいという感じになったら、考え直すことになるんですか。

【佐藤克廣会長】

そうですね。

【松尾委員】

これでおかしいと言われるかどうかと、言われてみてそうだねとなるか、そうじゃないよね、となるかどうかは、やりとりがあるんでしょうけどね。

【佐藤克廣会長】

非常に微妙ではあるんですけども、これは条例ですので、条例を制定するとか、変えるとかですね、あるいはなくすというのは、議会のある意味専権事項であるんですね。ですから、議会がお話をして、逆に議会のほうからこうこうこういうふうなことが必要だと言われてしまえば、それには従わざるを得ないのではないかと懸念します。そうじゃない案を出しても、結局それは通らないということになるわけですね。ここを変えろというのもあり得るんですけども、変えなくていいというのもあり得るんですよ。いやこのままでいいじゃないかと言われたら、それでいくしかない。にも関わらず、いやいやここを変えろ、というのはできない。

【赤間委員】

議員さんと懇話会委員との意見交換というのはちょっと。懇話会ですから。そうであれば、逆に議会が色々報告会に回ってる中で質問したらいいと思うんですよ。私としては懇話会の委員と議員さんと、これについて意見交換っていうのは、ちょっと超えるのかなって思いますね。

【佐藤克廣会長】

懇話会の範囲を超えるってことですね。

【赤間委員】

はい。

【太齋委員】

前回の作るほうの時に関わっているんですけどもね、色々考えた上で、いっぱい考えて考えて作った覚えがあるんですけども、この条例を変えるのであれば、議員さん方とお話し合いをする懇談会は必要だと思うんですよ。この条文を変える必要があるのかないのか、ということ考えた上で、考えていかないとだめなんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

【佐藤克廣会長】

それは、こちらもある程度こういうことを変えたいんだけど、と。そういうことですね。

【竹口副会長】

変える段階に意見交換をしたらどうか。どうせ議会に諮らなければならないんだから。

【佐藤克廣会長】

それもなかなか、考えようによっては。今日議員さんがいらっしゃるから。要するに、こう変えたいんだって出そうということで、議員さんの声を聞いちゃうと、それを無視できにくいことになりますよね。それは正統性と言いますか、松尾委員がおっしゃるように、向こうはちゃんと選挙で選ばれているという公的な役割があるわけですし、我々懇話会は適当という表現は悪いですが、一般の市民からみれば、別にあなた方を選んだ覚えはないよということで終わりですから。議員さんと話をして、議員さんから「なんだ」と言われたら、その段階で終わっちゃう可能性がないわけではないですね。

【三島委員】

すみません、これ作ったとき、18 年度ですか。その時に、ある程度議会も議員も、考えて考えて作ったと思うんです。だから横に飛ばないで、本当にこの第 3 章がいいのか悪いのかだけを考えてほしいと思うのです。松尾さんが議員さんに意見を聞きたいというのであれば、赤間さんのいうように議員報告会とか、色々あるので。私たちがその時、一生懸命初めて作ったときには、議員さんにも呼びかけていますよね。色々聞いたような気がしますし、その後で議会基本条例が出てきているので、多分これもちょうど読んでと思いますので。

【松尾委員】

その時にもそういう話はさせていただいたんですよ。議員さんと意見交換する場がなくて、ここでたたき台を作っていいんだろうかという話はずいぶんしたんですけども、なかなか難しいというところだったので、そういう機会がなく作ってるんですね。

【三島委員】

だから、市民のほうが先にいって、議員のほうが後についてきたような気がします。議会全体が後についてきて、自分たちはやっぱり議会基本条例がいるのではないだろうかという形で。だから、そのあたりを討議するんじゃなくて、それをやるとスケジュールが間に合わなくなるので、条文がいいかどうか絞ってほしいと思います。

【佐藤克廣会長】

我々が出した案を、2 段階あるんですね、ツーステップあって、我々は単にこう意見を出す。そうすると市長が判断をして、例えば変えるとか変えないとかを市長が判断して、今度は議会に提出する。そういう段取りになっているんです。

【三島委員】

その時に議員の人たちがおかしいと思ったら却下すれば。

【佐藤克廣会長】

もちろんそうですね。

【三島委員】

そして、ちゃんと議論して、ちゃんと説明してくれて、責任を持って戻してくれればいいのではないかと思います。

【佐藤克廣会長】

そうですね、筋としてはそういうことになると思います。それでは今、三島委員の方からございましたようにこの7・8・9条で何か変えるほうがいいんじゃないかということがあればお出しいただきたいと思います。ある意味、議会基本条例も第7条に書いてあるような、議会の役割を果たすために、自ら議員の皆様が作られたというふうに捉えることができますし、第8条にあるように責務を果たすため、専心職務を遂行することを受けて、議会基本条例を作られたというふうにも考えることができます。

【三島委員】

異存ありません。いいと思います。

【棟方委員】

この件は議会報告会をやってますので、そういうところでお聞きになったほうがいいんじゃないかなと思います。

【佐藤克廣会長】

わかりました。条文については特になんないということです。さしあたりまた戻ったりするかもしれませんが先に進めたいと思います。続いて第4章の執行機関及び職員という10条から12条でございます。この部分について何かございますでしょうか。引っかかるところはないですか。

【赤間委員】

第4章については特段に変えようがないんじゃないですか。

【佐藤克廣会長】

そうですね。何かこれに関連して皆様のご意見とかないですか。例えば10条2項、市長の公の場

において表明してきていますかね。

【事務局（小鷹部長）】

執行方針とか所信表明の中でしています。

【佐藤克廣会長】

今、特に変更するところはないというお声がございましたけども。よろしいですか。

【太齋委員】

情報は変える必要が。第 11 条の 3 項なんですけどもね、市民にわかりやすく提供しなければならないというところなんですけど、この言葉しかないんですけど、本当に現実に市民がわかりやすく、みなさんにわかっていただけるような、情報を提供する方法ってもっとないんだろうかって。具体的な部分はお仕事になるんですけど、言葉で言ったらこれしかないんだなっていうか。現実的にじゃあみなさんにどれだけ浸透してるのかなっていうふうに思うと、情報を変えるってことにはならないんですけども。でも皆さん、自治基本条例のことについてもわかっていただけてるんだろうかって疑問が多々あるものですから。

【佐藤克廣会長】

こうは書いてあるけども、なかなか市民にわかりやすく情報を提供しているようには見えないと。

【太齋委員】

見えない。一部分でしかわかっていないので。すごく歯がゆい感じがしないでもない。

【竹口副会長】

受け手と発信する方と、両方の問題なんですよ。だから一生懸命発信しても、受信する側の努力なり関心がないとなかなか浸透しないんですよ。色々対話してはじめて理解するということです。我々住民としてね。

【太齋委員】

結構受け身にね。市民の方が受け身に。

【竹口副会長】

今までの行政サービスの延長が住民の常識になってるからね。だから新しい物事を始めようとするとか違和感を感じて、市役所の下請けかという言葉が出てくる。

【佐藤克廣会長】

それは第6条のあたりと関係しているのかもしれませんが。まちづくりの主体としてそういう役割を自覚するとともに、と。

【竹口副会長】

時代は変わったという認識がないものですから。

【松尾委員】

第5章の方に、行政改革とか財政運営のほうで、効果的とか効率的とか、最小の経費で最大の市民福祉とか書いているのでいいと言えればいいのかもしれないんですけども、本来4章の11条の方に、そういったようなことが、大枠の姿勢として書いててもよかったのかなって気がちょっとなりますけども。個別のことじゃないので。

【佐藤克廣会長】

ひとつの考え方かもしれませんね。ここは執行機関及び職員の責務ばかり並んでいます。その責務も抽象度が高い責務が並んでますね。基本条例ですから、それはある程度仕方がないと思います。一方、今日は時間がないので5章は次回に回したいと思っているのですが、5章は確かに色々細かな、情報公開をやりますとか、組織編成とかですね、そういったことが分かれて書かれています。一方で、今の4章の執行機関の責務とか市長の責務とか、そういうところにこれを入れ込んでいきますと、どうなんですかね。非常にわかりにくい、錯綜しちゃうような気がしなくもないですね。

【松尾委員】

個別のことというよりは全体の姿勢、執行機関全体のことだったのかなって気がしないわけでもないです。

【佐藤克廣会長】

5章に書いているようなことですね、原則。それはもちろんそうです。確かにちょっと関連はしてくるんですね。市政に関する情報を市民にわかりやすく提供しなければならないというのは第11条の第3項であるんですが、第14条では、情報公開の請求をいただいてですね、積極的に市民に提供するための措置を講じなければならない。似たようなことが書かれていますね。関連はしてくるんですが。

【三島委員】

でもここでちゃんと市民に対してわかりやすく提供してくれれば、情報公開までいかななくてもいいということにはなると。情報公開はしてるんですけど、市民として情報公開条例までいきたいような、作業をしなきゃならない場合もあるわけですよ、たぶん。でも最初からわかりやすく、そんなことで

なくてこうこうこうなんですよって提供してくだされば、情報公開条例を適用しなくてもいくわけですから。言ってくればよかったのにつて思いつつ、情報公開条例を使おうかなというときもありますから。だから順番だと思います。

【松尾委員】

11 条は根本的な原則というか、こういう姿勢でやりましょうということが書かれてるところですね。個別具体的なことっていうよりは。

【佐藤克廣会長】

もし、色々ご意見があろうかと思いますが、4 章までとりあえず条文をずっと見てきましたけども、さしあたり条文の細かいところまでといいますか、条文をいじるというところまでいかないということであつたんですけれども、その他に条文の直しに限らずですね、何か今までのところでご意見、今はきちんと情報はわかりやすく提供されているかって言うことはありましたが、その以外に何かありますでしょうか。

【松尾委員】

私は5 章の方でもそういったことが書いているけど、本当は 11 条のほうに、そういう効率的な市政運営をするというような見方が、そもそもとして入っていたほうがよかったのかどうかということを話したつもりなんです。個別具体的なことで5 章で触れるよりも。

【佐藤克廣会長】

11 条なりあるいは 10 条。

【松尾委員】

11 条のイメージですね。11 条の中の。

【佐藤克廣会長】

つまり公正に、誠実に、かつ、透明性の向上が図られるよう、という中に。

【松尾委員】

別立ての項目で入れるとかそうですね、この中のどっかに入れるか。

【久保田委員】

ただ、5 章と対比した時に、11 条はあくまで執行機関の責務ってうたっておりまして、5 章は市になっているんですね。市と執行機関の違いは何かというと、第2 条を読むと市と表現したときに議会が入

ってくるんですね。ですから、第5章のほうは、これは執行機関プラス議会と読んでくと、それぞれの章立て4章と5章で違いがあってもいいのかなって。5章の中にわざわざ執行機関はって言ってるところもあるんですね。そこら辺は言葉の使い方として、整理しておいてるんじゃないのかなって、そういうふう理解しています。

【佐藤克廣会長】

置き方っていうのはなかなか微妙ですね。それぞれメリットデメリットがあるんだろうと思うんですけどもね。どういうふうに置いたらわかりやすいかということになりますと、なかなか難しい。人によってもちょっと評価変わってくるかもしれないですね。

いくつかご意見いただきましてありがとうございます。時間的に見ますと、そろそろ条例の見直しという議題の(1)につきましてはこのぐらいにして、第5章以下は次回に見直したいと思います。また、次回以降、第5章以下を検討した上で全体にどうだというふうにしてまいりたいと思います。よろしゅうございますか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

次に議題の(2)のワークショップなんですが、先ほどもございましたように、テーマとか、あるいは行う時期とかですね、前回事務局から案が出されたわけですがけれども、それにこだわる必要がない、この懇話会でもこんなフィックスしたものをという議論が出されました。残りの時間はワークショップについてですね、どうしたらいいのかということ議論していきたいと思います。ワークショップの、そもそもそれが必要なのかどうかということですね、目的をどうするか、まあ日程もそうなんですけども、必要性、目的あるいは内容ですね、それについてご意見をいただければと思います。前回は事務局が提案した内容では、ワークショップの時間が足りないのではないかという意見が出されたわけですが、いかがでしょうか。必要性って言うのは、おそらく目的をこうこうこういうことのために、ワークショップを開く、開きたいんだということになると、その必要性が関連してくると思うんですけどもいかがでしょうか。

【松尾委員】

目的ですよ、やっぱり。どういう意見をどういう方々にほしいのか。その意見をどのように使うのかでワークショップのやり方は全部変わってくると思うんですけど。

【佐藤克廣会長】

はい。前回事務局が示されたのは、この懇話会の我々だけで議論するだけでなく、もう少し幅広く市民の皆様方の意見を聞いてみたらいかがだろうかということかと思いますね。

【松尾委員】

一般的にいろんな市民の方々からご意見をいただきたいのか、それともそれぞれいろんなところでさっきの話題に出たまちづくりでしょうかね。そういったことをやってらっしゃる方々からご意見をいただいて、この条例について考える機会にするのかで変わってくると思うんですよ。参加するメンバーの集め方だとか。その辺をどっちにするのかで、変わってくるなって気がしますけど。

【佐藤克廣会長】

どちら。

【松尾委員】

どっちがいいってことじゃないですよ。

【佐藤克廣会長】

逆に言えばそれ決めないと、なかなか話が次に進まないかもしれませんね。

【棟方委員】

自治基本条例のことを知ってる市民の方って本当に少ないと思うんですね。ですから、やはり興味のある方というか、これに携わった方、2名入られてますし、それを広く進めるためには何かないのかなって部分はもちろんありますけども、関わってない方にこの話で、ワークショップに入ってもらうのは、無理があるのかなって思うんですよね。私自身も、今町内会でやってるワークショップひとつとっても、参加された方がわからないっておっしゃるんですよね。そんな難しい内容でやってるわけじゃなくって、テーマを決めてやったにも関わらず、難しいんですよって。でもその方は地域の部分で活動なさってる方なんですけども、やはりいろんな方がいらっしゃいますけども、20人とかって前回言われてた人数というのは、少ないかなっていうのは思ったんですけども、一般市民にこれを出してもなかなか申し込む人はそんなにいないのかなって。あんまり興味がないのかなって。前回の見直しの時も、ワールドカフェの時もそうでしたよね。いろんなテーブルを回ってという新しい手法でやられた部分というのはありますけども、どうだったのかなって、自分は参加した時に思ったものですから。ある程度これに興味を持って、活動なさってて興味のある方っていうふうに、絞られたほうがワークショップはいいのかと思います。もちろん一般の方もこういう形で参加しませんかっていう呼びかけはいいと思いますけども、ある程度の資料がないと、参加されても難しいんじゃないかなって思います。

【松尾委員】

前回いただいた資料7だと、今の話って①の方のイメージですよ。まちづくりと条例がどう繋がっているかみたいなことを考えて、我々の懇話会の検討材料にすると。そのためには、こういったことに

関心のある方とかまちづくりに参加する方。だったら私は公募じゃなくて、公募は少しあってもいいんですけど、いろんな団体さんにお声がけをしてメンバーを集めたほうがいいのかなって気がするんですよ。例えばですけどね。下のほうに書いてある人材の発掘みたいなことを目標に、目的にしてやるのであれば、②みたいなやり方もなくはないかなと思うんですけど、こういうことをするであれば、やっぱりメンバーの集め方って言うのはもうひと工夫いるかなっていうことなんです。どっちがいいってことじゃないと思うんで。何のためにやるかっていうことで違ってくるかなって。

【佐藤克廣会長】

今おっしゃってる「自治基本条例について」と「協働によるまちづくりの実践について」、それぞれこれをやらなければいけないというわけでもないわけですよ。基本は自治基本条例の、我々に与えられた使命は自治基本条例について検討して、見直しが必要かどうか提言をするということですから、もしワークショップをするなら、それに関連したワークショップに。

【松尾委員】

となると①ですよ。①の方のイメージかなと思います。

【佐藤克廣会長】

今の棟方さんのお話を伺っててふと思ったんですけども、この条例を知らない人が多いっていうことがありましたから、それを宣伝するっていうか、こういうものがありますよってことを言うためには、ここで我々だけであだこうだと言うよりは、ワークショップをしますって言って、例えば広報に載せてもらったり、あるいは、場合によっては新聞記者さんとかが来て、これはもしかしてやった後になるかもしれませんが、記事になると、そうことをやってたんだ、そういうものがあるんだと知ってもらうという意味があるかもしれませんね。内容が一番ですけども、それ以外の宣伝効果というか、そういうものもあるかもしれません。今、棟方委員の話を聞いててそう思いました。

【竹口副会長】

今松尾さんが言ったとおり、一般公募で例えば 20 名なら 20 名の予定であれば、10 名を一般公募にして、あとの 10 名前後は市内にある各団体、例えば民生委員の協議会だとか、いろんなまちづくりに関連してるところから代表者が出て来てもらって、そういう関心を持ってる方を選んでください、という方法もありますかね。

【松尾委員】

正直、そういう方々でさえ、そんなに認知度が高いとは言えない。

【竹口副会長】

その団体で、興味を持っている、関心を持ってる方を選んでもらってと。一般公募って言うのは、なかなか条例は難しいかなって思うんですけどね。声かけしないと、具体的に説明しないとピンとこないですよ。

【佐藤克廣会長】

もちろんある程度メンバーが決まったら、こうこうこういうことですよって。

【竹口副会長】

ある程度レクチャーはしてやらないとね。

【佐藤克廣会長】

逆に一般公募で応募する人っていうのは、基本条例知ってる人と思うんですよ。まったく知らない人が、何だろう、おもしろいって来たらしめたものなんですけど。

【三島委員】

その前に①、②両方するかしないかを決めないと。両方するのは私としては難しいんじゃないかな。懇話会だと①に絞ったほうがいいんじゃないかな。

【佐藤勝彦委員】

よろしいでしょうか。その前にワークショップを基本条例の見直しのためにするんだったら、ワークショップを行った結果、何がイメージできるんだろうという気がしました。ワークショップが、この基本条例の見直しのどこにどのような形で関わってくるんだろうか。これが1番問題。ワークショップする意味ってそこにあるんですよ。やって何にもなかったといたら、時間と労力だけが無駄になる。ですから、これをやることによって、基本条例の見直しのこここのところが浮き彫りにされたとか、そういうイメージが我々になかったら、これはやってもあまり生産的ではないですね。ワークショップやりましたでは、あまり意味がないように思います。やっぱりそこから何か生産されて、生まれてくるものが我々の中にイメージがないと。これ基本条例の見直しが、我々に付託されているものですから。

【竹口副会長】

だからすることによって、我々の意見以外のものが出るという期待がある。

【佐藤勝彦委員】

以外って何なのだろう。具体的に。

【竹口副会長】

見直しの案のほかに、言葉を補ったらいいいんじゃないですかっていうような意見が。

【佐藤勝彦委員】

ここでこれだけ時間かけてやってるんですよ。それも結構な専門家を前にして。

【三島委員】

そうですね。だから、もしワークショップするとしたら、一から皆さんに参加した人たちにわかるくらいの、理解するくらいの説明をして、それからやらなかったら。

【佐藤勝彦委員】

例えば一例ですけどね、基本条例って今4章までは見直し必要ないって皆さん思ってきましたよね。それを今度は、その他大勢の人を集めて見直すっていう視点を生み出すっていうことは、僕はほぼ不可能だと思うんですよ。ただし、この次にある協働、すなわち市民と行政が協働で何をしていくかというのを具体的に考えると、これは市民の意識を変えなかったら生まれてこないんですよ。だから少なくとも20人集まった市民が、協働で自分たちはこういうことをやればね、まちづくりに参加できるんだとか、変わるんだとか、意識が変えられるんだとかね、そういうイメージで結果が生まれてくれば、それはそれなりに成功だと思います。だからそういう何かを生み出すようなワークショップをしないと。でもこれはちょっと難しいかも、条例の見直しですから、じゃあ貴方はワークショップをするのかと言われたら、もうちょっと考えさせてくださいと。

【三島委員】

そこまで言ってですか？

【松尾委員】

そうなるとあれですよ、これでいうと②みたいなイメージですよ。

【佐藤勝彦委員】

そうなんですよ。あくまでも、基本条例の見直しですから。

【竹口副会長】

参加することによってね、参加した人たちの意識も変わるというメリットもあるわけですね。

【佐藤勝彦委員】

そしたらその仕掛けをワークショップの中にしないとだめです。意識を変えていくには。あるいは変

えられるとか。

【三島委員】

でも目的は見直しですよ。

【佐藤勝彦委員】

そうなんです。

【竹口副会長】

見直しだけでも、やっぱり生きた条例でないといかんわけです。絵に描いた餅ではね。市民に浸透しなければ。

【三島委員】

自治基本条例って国の憲法みたいなものだから、5年ごとにくらべて変わられたり、集まってる人たちの、代表の人たちのちょっとした意識で変わったりしたらまずいですよね。それを一番先に思ってここにきてるわけですよ。それであればワークショップで、意見を聞いたところでおこがましい話なんですけどあまり意味はないという。意味がないかどうかはわからないけれど。

【佐藤勝彦委員】

変えることに関してはね。自治基本条例の見直しにすることに関してはあまり多くは期待できないかなという気がします。

【松尾委員】

となるとやっぱりワークショップの目的というのは、自治基本条例の見直しの検討材料というよりは、もうちょっと具体的なまちづくりの実践に、何か役に立つようなことをイメージして、やったほうがいいということですよ。

【三島委員】

そういう形でやるのであれば。今決められないけれど。

【久保田委員】

ちょっと伺いたいんですけども、この目的があるからワークショップをやる、じゃないでしょうか。

【三島委員】

いや、そうですよ。

【久保田委員】

ですよね。目的は何かって今話し合ってるんですが、ちょっと違うような気がするんですよね。ブレない目的があるから、その目的のためにやるっていうのがワークショップで、それをやるために目的を作るって言うのは本末転倒な気がします。ブレない目的というのは何かというのを、全員が一致した、先ほど佐藤委員がおっしゃってたように、それを持ってないと、本当に来た市民に対しても、ちょっと。

【佐藤勝彦委員】

私たちは何をやったんだろうってね。

【久保田委員】

そうですね。ここで①だ②だってやってるようじゃあ、ちょっと違うような気がするんですよね。

【赤間委員】

この会はあくまでも基本条例の見直しですよ。そうであれば基本条例の見直しについてワークショップやって、協働のまちづくりの話はまた別な問題だと思うんですよね。我々はあくまでも基本条例の見直しですから。今こう色々な意見を聞いてますと、今回のこのいわゆるまちの憲法とも言われており、頻繁に改正されるのはおかしいことですし、仮に変わってもおそらく軽微な見直しで済むだろうと思うのであれば、我々懇話会の委員も、市民各層から選出されて構成されていますんでね、その中の議論・検討で、あえてワークショップをやる必要があるのかな。大幅な基本条例の見直しであればこれはもちろんワークショップは必要かと思いますけれども。私はそのように思います。

【佐藤克廣会長】

要はあれですよ。当初、事務局側が提案したのは、市民に対する広報的な意味もあって、ワークショップをやることで、この懇話会、我々何人か集まっただけでやりましたって形よりは、さらにその中でそれ以外の市民の声も伺いましたっていう形になったほうが、まあいいだろうということだろうと思うんですよね。ただ、それをこの懇話会の中で、いや別にいらないんじゃない？ということであればそれはそれでかまわないと思うんです。ただ、ワークショップ自体が前回の提案だと、事務局からの提案だと協働によるまちづくりっていうのがあって、ワークショップをやるために出てきたように感じられるものですから。

【三島委員】

なんで協働が出てきたんですか、ワークショップの議題として。そんなに協働なされていないっていう？

【事務局（小鷹部長）】

パブコメとか、ワークショップだとかもひとつの市民参加の形なんで、ある意味何種類かそういうのをやって、せっかく 5 年に 1 回の見直しなもんですから、先生言われたように新聞載せたりだとかして、こういう形でやってますよってそれなりには示しておきたいなっていう行政サイドの意見ではあったというだけです。

【三島委員】

協働って。結構石狩って、協働でいろんなことがなされているから、改めてここで協働って。

【佐藤克廣会長】

おそらく付度するに、先ほども自治基本条例についてっていうのでやっても、棟方委員がおっしゃるように、それやられてもよくわからないということになってしまうんじゃないかと。じゃあもう少し普通の市民、普通の市民っていったら変ですけど自治基本条例っていうのは、それほどよくわからないけども、参加するような雰囲気のものだと、いろんな意見を言いやすいのかなあと考えたのではなかろうかと。

【松尾委員】

だからやっぱり、このくぐりにこだわるつもりは全然ないんですけど、ただ方向感としては①の方向感か②の方向感かというのがあると思うんですね。この条例そのものの見直しのために、ワークショップをやるイメージって①の方ですよね。ただ、そうなるとそこで出たご意見というものが、見直し作業に本当に反映できるのかっていうのは、先ほどの佐藤委員の話というのはまさに仰るとおりかという気がしますし、実際に何か協働で実践をやりましょうよってイメージしつつやるのであれば、ワークショップでいろんな意見をいただく意味があるのかなって思うんですけども、我々の懇話会のミッションとどうなのかなということですよ。まさにそうなんですけど、ただこれは僕の意見です。この条文を見て、直すか直さないかっていうことだけが、今の我々に課せられたミッションなのかどうか。それでいいというのであれば、この条例がどこかに、机の中とかに、忘れ去られてしまわないかというのが、やっぱり懸念なんですよ、僕は。

【佐藤勝彦委員】

基本的にこの基本条例を見直すためには、基本条例をなぜ見直すのかということは、それは時代の変化なんですよ。それから今、石狩市が当面しているような社会的変化なんですよ。それが 5 年経って、どう変化したか、さらに 5 年後にどのように変化するか。で、こういう時代や社会の変化を 10 年のスパンでとらえて、さあ、そしたら我々市民はどうすべきかっていうのがワークショップでしょう。いろんな人の意見が出てきて、実はそれっていうのはこの条例の中に、こういうことで市民と一緒にやりましょうって条例で基本的に定めている。だからみんなでやってきましょうっていう結論の出し方もあり

ますね。要するに基本条例を見直す、何のために見直すか。見直すっていうのはやっぱりそういう実態を市民の方が見たら、あ、これは我々は黙っていられないなって、将来ないなって、いろんな危機やイメージを持ってくれるから、それでどうすればいいかっていうモチベーションを高めてワークショップはしてもらって、そしてまとめる。だから基本条例っていうのはこうやって5年ごとに見直していくんだって。結果的には見直す必要はないって言うことになるかもしれないんだけどね。それでも、市民には、この条例っていうのが非常に貴重だっていう結論にちゃんと認識してもらえかなって。

【三島委員】

そこまで考えてワークショップをなさいと。

【佐藤勝彦委員】

そう。

【三島委員】

はい。よくわかりました。

【棟方委員】

すみません、ただね、この日程からいくと、ワークショップの開催って今月の末ですよ。それは無いんですよ、無しでいいんですよ。やっぱり市民にそうやって呼びかけるのであれば、自治基本条例のことも、ある程度資料として、説明ももちろん必要だと思いますし、言われた協働によるまちづくりに対しても、例えば、市と一緒に協働でするんですよってうちの町内会では、それを出してる最中なんです。それで今返事もいただいている段階で、こちらのある程度の内容のものをほしって言われるんですけども、実際それを一緒にやっていく仲間自体が、知らないんですよ、協働の事業ってものがあること自体が。それでちょっと私が説明をして、やはり市の方にも講演依頼をして、一緒にやっとうという形を、1回限りじゃなくって続けてやっていくために、例えば今少子高齢化っていう部分と、特にうちの町内会本当に高齢化高いのでぜひ子供と一緒に三世代交流っていう形のを2年前ちょっと1回やったときにも好評だったんですけども、その後、続かないんですよ。資金源の部分で難しい部分があるので。今回はコープさっぽろの助成金が入ったということをきっかけにやりましょうっていうことでやるんですけども、やはりこれに携わっている地域の福祉に携わってる方たちも、市のこの条例のこともあるんだろうなという程度と、中身はもちろん知らなくて協働事業のこともまったく知らないんですよ。私、ある程度知ってらっしゃるのかなって思ってお話すると、まったくわからないという状態の方が90%以上ですよ。9割の方はそうですよね。ですから、本当にこれは一般に、市民向けにワークショップを開催するって時には、先ほど言ったようにわかりやすい応募の仕方をなさないと、なかなか応募してくる方がいらっしゃらないかと思うんですよ。あと先ほど民生委員の方もおっしゃってましたけども、うちの町内会のことで申し訳ないんですけども、民生委員の方もご存じないですよ。

自治基本条例のことにに関して。だから、やはりいろんなところで、団体で活動してらっしゃる方もそんなに知ってるかなって。知らないのかなって。私もちょっとしたきっかけでこれに携わってるんで、興味があっっているいろんなところで、いろんな資料をもらってますけど、でもワークショップひとつとっても、単純なワークショップをやっても、何をやっていいかわからないというようなのが率直な意見だと思うんですよ、市民の方というのは。工夫が必要だと思います、公募の仕方は。

【佐藤克廣会長】

だからこそ知らせるためのワークショップをするんだという考え方もあれば、いや、来たってどうせわからないんだからワークショップしなくてもいいという考え方もあれば、どちらがいいんでしょうか、って話になる。

【松尾委員】

ただ、ワークショップするんだったら話し合った結果が何に活かされてっていうのがやっぱりすごく気になりますよね。

【佐藤克廣会長】

もちろん、この懇話会でワークショップをするのであれば、この懇話会の提言書に何らかの形で活かされるということになるんじゃないでしょうかね。やりました、終わりっていうことにはならない。

少し私なりに話を整理しますと、ワークショップをやるとすれば、その内容・目的はきちんとしなければいけないかなと。これは当たり前ですね。じゃあその目的は何だというときに、基本は基本条例の見直しということになるわけですけども、一方で、先ほどの依頼の文書ですと、見直しが必要な事項等とあって、この「等」をどう解釈するか難しいですけども、いろんな市民の皆様から、自治基本条例を改めて読んで、もしくは知らない人は初めて読んで何か感ずることがあるとか、そういうことを出させていただくとかですね、そういうのもあるかもしれませんし、中には、ここのところはこう直すべきだという意見が出てくるかもしれません。やれってわけではないですけど、やってみないとわからない。今色々想定されてこういうワークショップだったらあまり意味がないんじゃないかという意見も、それはそのとおりだと思います。どうしましょうか。目的だとか、時期的な問題からいきますと、先ほどのスケジュール感から言いますと 11 月末か 12 月の初めぐらいにはやらないといけない。10 月は無しです。これはもう 10 月号の広報に出てないんですよ。11 月にするとすると、11 月号の広報の締め切りに合わせて、かくかくしかじかの日程でかくかくしかじかにやりますけれども、公募どうするかはまた別の話になるかもしれませんが、公募しますと。まったく公募しないのも変な話になりますからね。そうするとそのアナウンスをしなければいけない。そうすると、私も札幌市の広報の係の担当の人の話を聞いてますと、結構早いんですよね。11 月初めに広報出でますから。そうすると、まあ半月前とかそういうころには締め切りがあつて。

【三島委員】

2ヶ月前ですよ。原稿の締切。

【佐藤克廣会長】

そんなに前では。

【三島委員】

いや、石狩2ヶ月前です。

【竹口会長】

今間に合います？

【事務局（本間課長）】

サラからいくとそのくらいなんですけど。ちなみに11月号の広報に載せるとしたら、

【事務局（橋本主任）】

10月19日の3時までが、最終原稿の締切です。

【松尾委員】

時間まで決まってるんですね？

【事務局（本間課長）】

っていうのがひとつのリミットです。

【佐藤克廣会長】

それは校正でしょ？

【事務局（橋本主任）】

最後の校正です。

【佐藤克廣会長】

原稿の締め切りはもっと前ですね。

【三島委員】

どうにかなるんですね、きっとたぶん。

【事務局（小鷹部長）】

僕担当ですから。隙間にもよりますけども。最初から空けておいてという話はしてあるんで大丈夫だと思います。

【事務局（本間課長）】

今一応 11 月号も 12 月号も、ある程度の案内ができる枠は押さえています。両にらみで。

【佐藤勝彦委員】

さきほど棟方委員から、基本条例は市民の方あまり知らないって言ってましたよね。僕ね、これ知ってる人が少ないのは当たり前だと思うんですね。憲法 9 条が 70 年続けてきて、やっと市民がこういう情勢になってきたから初めて口にするようになったわけで、基本条例作られてまだね、なっていないでしょ。手前味噌で申し訳ないんですけども、厚田区で 8 つの組織が立ち上がってるんですけども、そのときはまさに協働なんですよ。住民と支所が。もちろん本庁の方も入るんですけども、そうやって作り上げてきたんだけど、その人たちは全然基本条例なんて知りません。ただひたすら協働協働って言い続けてきた。もうそうになると、基本条例がわかる・わからないは関係ないです。ただ一緒にやろう、これも協働だから、と。その協働の 2 文字だけをね、ずっと 10 年間言い続けてきました。それから基本条例です。ああ、基本条例ってちゃんと作られているんだ、我々のやってきたこと間違いじゃないんだ。だから憲法ってたぶんそうでないかと思うんですね。あるいはもう悪いことするときには調べるってのが憲法。だから、わからないのは当たり前だから、わからないということ前提に、今回のワークショップもしていかないとダメだと思う。

【棟方委員】

やっぱり何かきっかけがないとね。知るきっかけ。

【佐藤勝彦委員】

そういうことですね。きっかけだとかね、だから基本条例の見直しするためには、社会や時代の情勢やそういうものを皆さん、ある程度先にわかっていただいて。やっぱりこれ、我々が石狩市を何とかしなくちゃって思ってもらうことが重要なんで。それも先ほど見直しの「等」につくところですね。

【棟方委員】

広報に空きがあるんであれば本当にわかりやすいような形で、市民が参加できるような。ちょっと堅苦しいじゃないですか、何かやるってなっても。もうちょっと砕けては書けないと思いますけども、わかりやすいような、出し方をしていただければ。

【太齋委員】

キャッチフレーズ。

【事務局（小鷹部長）】

ある程度定型が決まってるので、なかなか崩れた形では難しいです。

【竹口副会長】

広報は案内だけなんですよ。広報で応募して、人数は前もって決めなきゃ。

【三島委員】

30 人先着順とかね。

【事務局（本間課長）】

定員はそうですけど、あとテーマとかですね。そういうのはきちっとした形で、お示ししないと。

【松尾委員】

難しいですよ。システムとかそういう話って、一般の関心と呼ぶところではないので、なかなか。個別の具体的な何かやりますっていうなら関心も高くなるんでしょうけど。

【竹口副会長】

応募された方に、簡単な基本条例の説明を。パンフレットつくって事前に送って勉強してもらおうと。

【佐藤克廣会長】

それはもちろんそうです。資料の 5（石狩市自治基本条例解説）でしたっけ。こういうものとか。あるいは資料の 6 ですね。前回示されたこれまでの市の取組を示したもの。

【竹口副会長】

町内でもね、応募しなさいと指名されたから仕方なく行ったという人間も中にはいるわけですよ。繰り返し繰り返しやらなくてはだめ。

【太齋委員】

ワークショップやることにするのかしないのか、ということを決めたほうがいいと思います。

【三島委員】

したほうがいい方向に向いているんでしょうか。

【佐藤克廣会長】

どうでしょうか。

【松尾委員】

目的をどっちに置くかですね。「等」のほうに力点をおくんであれば②でいいんでしょうし。

【佐藤克廣会長】

事務局から提案があったのが自治基本条例。これを抜かすわけにはいかないと思うんですよね。全然関係ない見直しを依頼されている懇話会がですね、全然関係ないテーマでワークショップをやるわけにはいかない。

【松尾委員】

どっちに力点を置くかということなんです。検討材料にしましょうみたいなことであれば、あまりワークショップという手法はなじまないという考え方もある。①に書いてあるようなことという。

【三島委員】

そしたら何があるんですか。ワークショップじゃないとすると。

【佐藤克廣会長】

まさに、やってみないとわからないんだけど、やるかやらないか決めるのにやってみないとわからないというのは何ですけども、やらないっていうことは、この懇話会はほかの市民の声っていうのはみんな終わった最後にパブリックコメントに出して、それで意見を伺うということに留めるということにはなりますよね。で、僕は誘導しようとするわけじゃないんですけど、難しいだろうと。この話題だとみんな乗ってこないだろう、知らない人がたくさんいるだろうとおっしゃる方がたくさんいらっしゃいますけど、わかんないですよ、これね。集めてみないと。

【竹口副会長】

中にはあの、かなり専門家の方もいらっしゃる。中には。

【三島委員】

私は自治基本条例の見直しについてのワークショップで呼びかけててもいいと思うんです。難しくても、わからなくても。

【竹口副会長】

先ほど言われましたように、やった実績と、広報的な狙いも副次的にあるから。

【三島委員】

「等」に付度をかけて。

【松尾委員】

自治基本条例のことにに関してガッツリやるということですよ。協働のまちづくりとかっていうのは、ちょっと横に置いておくと。

【三島委員】

横に置かないで、無くしたほうがいいのではないかと思います。

【松尾委員】

横に置くってことは無くすってことですよ。

【佐藤克廣会長】

単純に自治基本条例の見直しということをめぐるって、もちろんそれは主要な項目としてあるけれども、自治基本条例をめぐるって、色々議論してもらおうという形でどうでしょうか。

【三島委員】

そのためには先ほどから皆さんおっしゃってるように、事前の勉強会。

【佐藤克廣会長】

勉強会というか資料。

【三島委員】

私、市民参加条例でもみんな思うんですけど、わけがわからなくてその審議会とか、そういうところに入ってるので、入ってどうしたらいいのかわかんない状態で、終わっちゃってるという形もあると思うんで、やっぱりだいぶ前に提案して実際にやってくれたところもあるんですけど、ここはどういうことを話す場なんだよっていうのをちゃんとオリエンテーリングみたいなのをしっかりしてほしいと思います。

【松尾委員】

これあれですよ、このとおりにやるわけではもちろんないんでしょうけど、佐藤先生がお話になられ

ることになっていた案の、自治基本条例についてのご講演というのが、オリエンテーションに代わる、その自治基本条例ってなんですよ、っていうことのお話ということですよ。

【佐藤克廣会長】

最初におそらく誰かが講義をすることになると思います。と言いますのは、この日程を逃したものですから、私もうできないんです。土日全部埋まってるんです。12月24日がかろうじて空いているというね。それはともかく、誰か自治基本条例について詳しい人を呼んで、最初にお話をいただくということはしたほうがいいんじゃないかと思います。ワークショップやるとすればね。それはあったほうがいいんじゃないかと思いますね。

ではちょっとまとめますと、ご意見は、自治基本条例をめぐって、もちろんその中に見直しももちろんはいるわけですがけれども、見直しも含めて自治基本条例をめぐってのワークショップを行うと。その基本の目的はもちろん何か見直す項目がないかということなんですけれども、それだけではなくて、自治基本条例の周知をこの際図るというようなことでよろしいでしょうかね。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

それから日程ですが、先ほど言いましたとおり10月中にはもうできないと。11月の末か12月の初め。確か3日が日曜日で、そのあたりですかね。そのあたりまでの範囲の、土曜か日曜で、11月も広報に出す関係からすれば、そんなに早くはできないので11月26日が日曜日のはずです。そのあたりは先ほど言いました、例えば誰か先生にお話いただくとすると、その先生のご都合もありますので、この際事務局に、具体的に何日がいいか、土日のどこか、11月の末か、12月の頭の土日のどこかというようなことで、事務局と私にお任せいただいてもよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

ではそのように。

【松尾委員】

メンバーの募集の仕方は。

【佐藤克廣会長】

メンバーの募集の仕方は、公募は必要だろうと思いますので、どういうことになるかは、先ほど竹口会長がおっしゃるように、例えば10-10ですか。

【竹口副会長】

それはもう皆さんの意見をだいたい事務局で聞いたから、事務局で決められたらどうですか。

【事務局（本間課長）】

それか、今月の中旬ぐらいまでにですね、次の3回目のレビューとかで、それまでにできれば先生からどういう方が講師がいいとか、アドバイスいただきながら、その方の日程調整をある程度都合いい日を次の懇話会にお示しするとか。そういったことも可能かなと思いますけども。

【松尾委員】

団体枠と公募枠とあって、組み合わせとか、バランスとかはある程度それは。

【佐藤克廣会長】

20人あたりはいいですね。じゃあそれはちょっと事務局にお任せいただくということに。私にだ。事務局というよりも。私にお任せいただくということをお願いしたいと思います。ではさしあたりワークショップについての議論はだいぶ煮詰まったと思いますので、それで理解をとります。

その他であります、何かありますか。特になければ私のほうから、次回の懇話会の日程なんですけれども、今、お話がございましたように、ワークショップの日程を考えますとその前に一度、広報には11月に出すから、最終的な締め切りの10月19日の前にですね、一度お集まりいただいて、ワークショップの話だけじゃなくてですね、残りの自治基本条例の議論をいただければと思います。恐縮なんですけども10月13日金曜日から、10月16日月曜日から、17日火曜日、このあたりで。16日はいかがですか。

＜「大丈夫」の声＞

【佐藤克廣会長】

よろしいですか。10月16日月曜日の時間は18時でよろしいですか。次回は10月16日月曜日、時間は18時からにしたいと思います。そしてそこでは、ワークショップもかなり形になってると思いますのでそういうことと、それから残りの5章以下ですね、これを議論させていただきたいと思います。私のほうからは以上です。事務局長からありますか。

【事務局（本間課長）】

特にございません

【佐藤克廣会長】

最後に全体を通じて何かご質問ご意見ございませんでしょうか。あと、議事録今日、お手元にあるかと思います。また、今日のものも、このような形の議事録になりますが、とりあえずは事務局におこしてもらいます。それをまた皆さんにお示ししますので、どうしても誤解がある、そういった場合には若干の修正をしてもらってください。それでは大変長らくありがとうございました。以上を持ちまして第2回基本条例懇話会を終了いたします。お疲れ様でした。

2017 年 10 月 27 日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会
会 長 佐 藤 克 廣